生した連続児童殺傷事件の加害者(元少年A)が、事件に至り逮捕年A」と記されている。内容は、一九九七(平成九)年に神戸で発二〇一五年六月二八日に太田出版から出版された。著者は、「元少

神戸連続児童殺傷事件』(以下、『絶歌』と記す)は、

『絶歌

# 『絶歌』の〈舌禍〉

# ――「表現の自由」をめぐって―

矢 本 浩 司

# 要旨

の創作活動と「絶歌」というテクスト自体への批判の可能性を吟味している。 件を確認した。さらに、言語の記号性に着目して、表現そのもの(あるいは「表現の自由」)を傷つけることなく、著者 を指摘した。続いて、「表現の自由」をめぐる戦後の主な文学裁判を瞥見しつつ、「表現空間」(及び言論空間)の成立条 本稿では、元少年Aという匿名で出版された問題作「絶歌」(二〇一五年六月)について、まず、その問題性や文学性

キーワード 「絶歌」「表現の自由」 表現空間 言語の記号性

(二○○四年三月一○日~二○一五年春迄)の生活事情を淡々と綴失くした日」~「審判」)し、少年院を出てから現在に至る人生・生活の様子(第二部「再び空の下」~「道」)を伝える二部構成とということになろうが、第一部と第二部では、些か様相を異にする。第二部は、感想や修辞は見られるものの、著者の比較的近年をいうことになろうが、第一部と第二部では、生か様相を異にする。第二部は、感想や修辞は見られるものの、著者の比較的近年をいる。第二部は、感想や修辞は見られるものの、著者の比較的近年をいる。第二部は、感想や修辞は見られるものの、著者の比較的近年を表している。

せる作業が行われているようにも思われる。 せる作業が行われているようにも思われる。 せる作業が行われているようにも思われる。 せる作業が行われているようにも思われる。 せる作業が行われているようにも思われる。 は、約二〇年前の遠い事件と、さらに、それより過去の少年期の か発 して、驚くほど克明に微細に記している。著者の優れた記憶力が発 して、驚くほど克明に微細に記している。著者の優れた記憶力が発 して、驚くほど克明に微細に記している。著者の優れた記憶力が発 との溝を、構成や修辞に気を配りながら〈物語〉によって埋め合わ さの溝を、構成や修辞に気を配りながら〈物語〉によって埋め合わ なる作業が行われているようにも思われる。

の書いたとおりで、『絶歌』に修正や削除はないと述べている。(#®) で人食い虎となった李徴が袁傪に襲いかかるのも、月夜である。先に連想した新感覚派で言えば、その代表である横光月夜である。先に連想した新感覚派で言えば、その代表である横光年の切断した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生首を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生育を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の対断した生育を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断した生育を中学校の正門に置くという凶行を描出する上年の切断したとおりで、『絶歌』に修正や削除はないと述べている。(#®) の書いたとおりで、『絶歌』に修正や削除はないと述べている。(#®) の書いたとおりで、『絶歌』に修正や削除はないと述べている。

ますます社会的な反響を呼んでいる。 ますます社会的な反響を呼んでいる。『絶歌』は、初版で一○万部、このような文学的な「作品」である『絶歌』の出版社は、遺族が出版停止を求めて出版社へ抗議し、これを受けた出版社は、遺族の抗議を「重く受け止める」とは言いつつも、『絶歌』の出版は続いると表明している。そんな中で、各書店は販売か自粛かの選択を迫られ、各図書館も購入か否か、配架するか否かの判断に迫られ、遺族の抗議を「重く受け止める」とは言いつつも、『絶歌』は、初版で一○万部、このような文学的な「作品」である『絶歌』は、初版で一○万部、

のために否応なく内面へ沈潜(遡行)したことが明かされている。中にしかなかった」と述べている。孤独な心境を語る記述だが、そ後に辿り着いた居場所、自分が自分でいられる安息の地は、自分の『絶歌』の本文で、「居場所を求めて彷徨い続けた」著者は、「最

はなく、文学誕生の契機として、ありがちな動機表明だとも取れる。内面への遡行は、やがて自分自身に「創作」を要請しても不思議で

また、次のようにも記されている

分の想いを語りたい、自分の生の軌跡を形にして遺したい。うそれに耐えられなくなってしまいました。自分の言葉で、自くとは、僕には許されないと思います。でも、僕は、とうとることは、僕には許されないと思います。でも、僕は、とうとこの十一年、沈黙が僕の言葉であり、虚像が僕の実体でした。この十一年、沈黙が僕の言葉であり、虚像が僕の実体でした。

を掴みとる手段がありませんでした」とも宣言している。とっとはっきりと、「僕はこの本を書く以外に、もう自分の生者者本人にはある。しかし、その上で、やむにやまれぬ切実な表現への渇望がそれに勝ってしまった、というわけである。別の箇所でいる。というればいという自覚ががある。自業自得」、「僕には許されない」などの記述からわり用にある「自業自得」、「僕には許されない」などの記述からわ

を紹介する臆面もない文面に、どうしても違和感が生ずるし、更生一」や「少年Aの素顔」、「究極の「少年A本」」などの自分(と著書)ジに、「『絶歌』出版に寄せて」と題する記事を載せている。記事はまた、著者は『絶歌』出版を機として開設した自身のホームペーまた、著者は『絶歌』出版を機として開設した自身のホームペー

た自分自身という存在は、「透明」だと言っている。 た自分自身という存在は、「透明」だと言っている。 た自分自身という存在は、「透明」だと言っている。 た自分自身という存在は、「透明」だと言っている。 た自分自身という存在の耐えられない軽さ」をもじったタストルだが、彼は、ついに「耐えられなくなってしまいました」と記すが、連鎖的に彼のHPのタイトル「存在の耐えられない軽さ」をもじったタストルだが、彼は、ついに「耐えられないか、という疑問や不信感がある。 できていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、起こした事件を背中に負った人間としてきていないのではないか、というに対している。

大国の思惑や突発的な事故などに翻弄されい。私はその軽さに耐えられない」というセリフに由来するが、いか言い放つ「私にとって人生は重いものなのに、あなたにとってはが言い放つ「私にとって人生は重いものなのに、あなたにとってはいとテレサが突発的な交通事故であっさり亡くなったことをも象徴っている。クンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の題名は、女癖の悪いトマシュに向かってテレサクンデラの小説の理解を表する人間を表する人間を表する。

している。神戸の事件以後、彼は少年Aとなり、少年院を退院後はの通ったひとりの人間ではなく、無機質な「記号」となった」と記『絶歌』冒頭の「名前を失くした日」で、著者自身、「僕はもはや血のがない。「元少年A」という匿名も、「透明」=無名性を暗示する。これに対して、『絶歌』の著者がいう「透明」には、軽重そのも

改姓して生活し、現在は『絶歌』の作者「元少年A」となった。 =ニュートラル=無責任な立場に自己を隠遁することもできよう。 の誰でもない単独の存在である証しとして「固有名」を外すことが 現実を引き受ける能力や自覚に欠落があると断じざるを得ない。 そうであるなら、更生云々の以前に、そもそも三三歳の人間として 存在は、自分をあらゆる倫理や道徳の価値規範から遠ざけて、「透明 い。そうした存在実感(生きているという実感)のない「透明」な できないとすれば、彼には自己の存在を実感的に規定する根拠がな 他

ではあるが、リアルな手触り(生)を実感できる殺人やそれに伴う を施す(つまり、温もりや実感を持つ)ためには、観念的で身勝手 あくまで自己をニュートラルと信じる彼が、「透明」な存在に着色 そういう温かみや存在の実感が希薄というより透明、つまり「無い」。 実感や手触りや温もりに置き換えてもよいが、『絶歌』の著者は、 得したい、そうした思考として把握することができる。 明」を暗示的な赤と白の色で染め上げることで生きている実感を獲 を喚起し、どちらも「生命の色」だと述べている。 自己の存在の 「诱 色が赤と白であり、赤は「生理の血液の色」で、白は「精液の色」 することもできる。『絶歌』の終章「道」で、著者は自分の好きな 性欲の処理(肉感としての恍惚感)に突き進んでしまった、と推論 しかも、彼はそのことに「耐えられない」と言っているわけである。 クンデラの小説の題が暗示する存在の軽重は、人間存在としての

かつて連続児童殺傷事件を起こした「透明」な少年Aは、少年法

書物が、今度は憲法第二一条「表現の自由」によって保障されるの 明」である(と信じる)同一人物によって書かれた『絶歌』という によって保護された。そのこと自体に疑問は挟まないが、今なお「透

だろうか。

也氏は、次のように述べている。 『絶歌』出版に対するさまざまな批判に対して、映画監督の森達

るが、「そうすべきだった」とは言いたくない。遺族の事前了承 事だと訴えたい。禁書や焚書を生む社会が個人に優しい社会とは 味づけがなければ出版されるべきではない」という空気が強まる だから出版されるべきだ」ではなく、「多くの人が納得できる意 ブラックボックスに入ってしまう可能性がある。「意味のある本 を出版が必要とする社会ルールにすれば、加害者の経験や思いが 思えない。出版に際し遺族の了解を得るべきだったとの意見もあ ては言論や表現を封殺してよいのかとの疑問を感じる。論理も大 前だが「出版をやめさせて本を回収すべきだ」という意見に対し ことが心配。 被害者遺族が「手記を出版されたくない」と感じるのは当たり

ことは「表現の自由」に関わる。「表現の自由」は最大限に尊重されるべきであり、森達也氏の見解は、ひとまず全面的に支持されるであり、森達也氏の見解は、ひとまず全面的に支持されるできものである。しかし、それでもなお、『絶歌』の出版については、違和感が残る。「表現の自由」というポリティカルコレクトネスな言葉を発することで、一つ一つの事例が孕む固有の問題の検討がおざなりになりはしないか。もっと言えば、「表現の自由」という錦の御旗を前にして、思考停止に陥ってはいないだろうか。「表現の自由」の聖性が全てを無条件に包みこんでしまうことへの違和感もあるのの聖性が全てを無条件に包みこんでしまうことへの違和感もあるので。こうした違和感に対して、感情的にではなく、論理的に詰め寄ることはできないだろうか。

れてきたのかを眺望してみよう。事件について、最も論理が重んじられる司法の場でどのように裁かそこで、これまでに「表現の自由」をめぐって社会問題となった

最高裁は、「公共の福祉」を持ち出して、伊藤整らの上告を棄却して、チャタレイ事件であろうか。伊藤整と版元の小山書店は、表現の自由が焦点となった事件である。伊藤整と版元の小山書店は、表現の自由を盾にして争った。一九五一年に始まった裁判は一審で無罪、二年として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、果として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、果として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、果として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、無として、上告棄却で伊藤整らは罰金刑に処せられた。この裁判で、本規の自由が焦点となった事件として、原整らの上告を棄却して、伊藤整らの上告を棄却して、伊藤整らの上告を棄却して、チャタレイトの表別に関する。

とを押さえておこう。 とを押さえておこう。

の自由が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでいて由中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サド田中二郎裁判官の反対意見は、「澁澤竜彦は、マルキ・ド・サドロ市が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの自由が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの自由が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの自由が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの自由が」、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの対策をは、マルキ・ド・サドーでは、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの研究者として「憲法二一条にいう表現をは、中国には、「知る自由をも含むことについては恐らく異論がないでの研究者という。

他者を前提として成立する(E)という点を押さえておこう。 意見からは、「知る権利」(D)に触れたことと、「表現の自由」が自由を抜きにした表現の自由は無意味となる」と述べた。この反対由は他者への伝達を前提とするのであって、読み、聴きそして見るあろう」、「憲法上保障されていないと解すべきでない」、「表現の自

を押さえておこう(F)。 を押さえておこう(F)。 を押さえておこう(F)。

述べられ、条例の合憲が確認されている。ここでは、「社会共通のであることは、既に社会共通の認識になっていると言ってよい」と表判である。最高裁では、有害図書は「青少年の健全な育成に有害た書籍等について、「知る権利」を制限しているか否かが問われた主国で制定された青少年保護条例」事件をみておくと、この事件は、さらに、「岐阜県青少年保護条例」事件をみておくと、この事件は、

由紀夫「宴のあと」事件にも触れておこう。この裁判は、三島の小事例が連鎖的に猥褻をめぐる事件に集中してしまったので、三島

認識」(G)を押さえておく。

るものだとのコメントした。 は、自作「宴のあと」を称揚し、「コモンセンス」(日)の上で誇れは、自作「宴のあと」を称揚し、「コモンセンス」(日)の上で誇れは、自作「宴のあと」を称揚し、「コモンセンス」(日)の上で誇れば、自作「宴のあと」に描かれた内容が、実在の人物のプライバシーの侵説「宴のあと」に描かれた内容が、実在の人物のプライバシーの侵

Ξ

らためて「表現の自由」について考えてみよう。(それでは、これまでに列記した文学上の事件の判例を参考に、よ

る。 表現し、それを他者が享受するという表現のコミュニケーション空 とする」(E)とあった。表現の自由は、表現者が他者へ向かって 事件では、裁判官の反対意見に「表現の自由は他者への伝達を前提 る者は、そもそも「言論の自由」の埒外にいる、ということになる。 意見を論じるためのコミュニケーション空間を成立させる努力を怠 浴びせたり、他者の言論を無視したり、他者との間に自分の思想や の回路)があって初めて発動される。一方的に感情を言葉に乗せて ニケーション行為が他者との間で成立する前提(暗黙の約束や同章 ュニケーション行為である。したがって、言論の自由とは、 というのは、相手がいて、その相手(他者)との間で成立するコミ 脊髄反射的な単発の叫びは、「言論の自由」の埒外になる。「論じる」 るに足る思想や意見が求められることになる。単純な憎悪の言葉や や記述(発表し、論じること)には、想定した相手に向けた伝達す ではなくて、「言論」の自由である。「言論」なのだから、その発言 手に言えばよいことになる。しかし、憲法が保障するのは、 手が存在しなくても(意見を戦わせなくても)かまわない。好き勝 どのようなヘイトスピーチでも自由に言えることになるし、 の自由であれば、単に言うだけなので、「好き」でも「嫌い」でも、 竟、相手がいないと成立しないのが「言論の自由」なのである。 「言」 「表現の自由」にもそれと同じことが言えるはずだ。 「悪徳の栄え」 (以後、これを表現空間と呼ぶ)が成立しないと発揮されまい。 相手がいなければ発表できないし、論じることもできない。 別に相 コミュ 

たとえば、演劇の舞台は、演者と観客との間に(一定の)表現空間が成立している。劇場が物理的に規定する表現空間内においては、行びとであっても自由な表現が可能である。しかし、ひとたび劇場を離れて、公道や学校や他人の家で上演する=表現することはゆるされない。それは、表現者の側が表現空間を成立させるための努力されない。それは、表現者の側が表現空間を成立させるための努力されない。それは物理的な空間とは限らないし、無限に広大な空間言っても、それは物理的な空間とは限らないし、無限に広大な空間ではない。ある表現空間内で表現される表現の範囲については、その表現空間を成立させているその時々のメンバー(表現者と観客、の表現空間を成立させているその時々のメンバー(表現者と観客、主催者、出版社、施設提供者等)の間で決められる。

の間で成立するのだから、表現空間の外では無論「知る権利」は存の間で成立するのだから、表現空間が表現者として挙がった「知る権利」(D)は、表現の享受側による表現空間へいる。さらに、「悪徳の栄え」裁判で同じく裁判官の反対意見として挙がった「知る権利」(D)は、表現の享受側による表現空間へいる。さらに、「悪徳の栄え」裁判で同じく裁判官の反対意見として挙がった「知る権利」(D)は、表現の享受側による表現空間への関わり方を示すが、表現空間は表現者と観客(表現の受け手)との間で成立するのだから、表現空間は表現者として挙がった「作者の意図」(B)による表現を問題が必要であるということを物語ってを示唆するといる。このことは、表現空間を成立させるには、を示唆するということを物語ってを示唆するということを物語ってを示唆するということを物語って、表現を間の外では無論「知る権利」は存の関で成立するのだから、表現空間の外では無論「知る権利」は存の間で成立するのだから、表現空間の外では無論「知る権利」は存め関いに、表現を関するということを制定している。

在しない。

あと」に「コモンセンス」(H)を確信する発言をしたように。 を吹き間の境界(つまり、公共の福祉や社会通念など)を攻める をの未来に表現空間が成立すると信じている。三島由紀夫が「宴の で表現空間が成立すると信じている。中には、自分の死 で表現空間が成立すると信じている。中には、自分の死 をの未来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をの未来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をの未来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をのま来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をのま来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をのま来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をのま来に表現空間が成立すると信じている。一島由紀夫が「宴の をのまずにある。中には、自分の死 をのまずにある。中には、自分の死

表現というのは、ある意味で表現空間の境界を変質させるための表現というのは、ある意味で表現空間の境界を変質させるためのないだ。それは、自分の表現を他者に認めさせる戦いでもある。戦戦いだ。それは、自分の表現を他者に認めさせる戦いでもある。戦いだ。それに助力する者もいる(研究者や批評家や編集者やパトロンる。それに助力する者もいる(研究者や批評家や編集者やパトロンる。それに助力する者もいる(研究者や批評家や編集者やパトロンる。それに助力する者もいる(研究者や批評家や編集者やパトロンをファンなど)。

ら、理由は簡明で、遺族の同意がないからだ。遺族は、その表現内カタチで出現したが、私は、表現空間は成立しないと思う。なぜなわけではなく、突然、表現空間の境界に挑戦状を叩きつけたような『絶歌』の場合はどうか。『絶歌』は、じりじりと境界へ肉迫した

容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容からして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容がらして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容がらして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容がらして、『絶歌』という表現物の第一の観客(読者)として想容がいるいう。

『絶歌』の著者は、死者や遺族の実名を本文に書き込んでいるが、 で児童や遺族にも「知る権利」と同様に、事件の詳細を「知らせなた児童や遺族にも「知る権利」という他者の権利を侵害しては、逮捕 方で、著者自身の実名は書き込んでいない。自己を「透明」と規 とれるのが道理だ。さらに言うと、表現者には表現する=「知らせ されるのが道理だ。さらに言うと、表現者には表現する=「知らせ されるのが道理だ。さらに言うと、表現者には表現する=「知らせ だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、当事者である殺され だから、匿名での表現も可能となる。ならば、事件の詳細を「知らせないるが、 と児童や遺族にも「知る権利」と同様に、事件の詳細を「知らせな

を構成する人々の基本的な権利を尊重し、同意があるのでなければ、先に尊重して組み込まれねばならないはずだ。要するに、表現空間い権利」がある。この権利は、表現空間を成立するにあたり、真っ

### 四

表現空間は成立しないのだ。

的)に決まる。 い)に決まる。 い)に決まる。 い)に決まる。 の)に決まる。 の)に決まる。

ニフィアンは他では全く通じないことが目の当たりにわかる。ず、ひとたびその言語集団を離れてしまえば、自分が用いていたシ認し合う言語集団内にいるために自明と見えてしまうからに過ぎシニフィアンが必然的に見えるのは、特定の言語規則を相互に承

味(価値)は、差異の中で相対的・流動的に決定するのだから、猥ある表現体(文学作品)を一つの記号と看做せば、その記号の意

う記号の体系を言い換えたものとして捉えられる。通念」などの概念は、恣意的な記号の価値が差異の中で決まるとい当然のことである。文学裁判で焦点となる「公共の福祉」や「社会褻描写と「表現の自由」をめぐる判決が揺れ動くのも記号論的には

のシニフィエとシニフィアンとは必然的に結びついているわけでは であり、それらのシニフィアンと結び付けられている表現内容 社名・料金表示などの全ての集合(パラテクスト)がシニフィアン 歌』に綴られている文字や構成や本の厚みや紙質や、著者名・出版 がほとんど不可能となるわけだ(価値付ける文字も音声も定まらな するシニフィアンが特定されなければ)、価値付けや意味付与自体 とはなく、ただそのまま投げ出されているだけのレファラン る内容それ自体は、シニフィアンが定まらない限り、名指されるこ 恣意性という特性からは逃れられない。シニフィエとして意味され カシオン(シニフィエとシニフィアンとの関係、signification)の シニフィアンをシニフィエに対応させようと目論んでも、シニフィ ない。著者が殺害した児童や遺族の固有名を表記する文字を含んだ かれている内容、意味されるもの)がシニフィエである。無論、『絶歌』 いのだから)。 対象、referent)となる。シニフィエは、名指されなければ 『絶歌』という特定の表現体を一つの記号と把握してみると、『絶 (指示 (対応

の罪は何もなく、それは、ただ名指されもせずにレファランとして「表現の自由」に関係させて言えば、シニフィエには表現として

が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。と同体を含むシニフィアンとしての記号として見た場合、そのシニフィと、が山の小説という表現体を一つの記号として見た場合、そのシニフィと、が、一の小説という表現体を一つの記号として見た場合、そのシニフィと、が、前井康隆らが協会を脱退した。やや単純化してみると、永山の小説という表現体を一つの記号として見た場合、そのシニフィス(小説自体)に罪はないと考えた者が協会を脱退し、死刑囚の永山則とえば、永山則夫の文芸家協会入会拒否事件では、死刑囚の永山則とえば、永山則夫の文芸家協会入会拒否事件では、死刑囚の永山則とえば、永山則夫の文芸家協会の中心人物たちだったと言えよう。が江藤淳をはじめとする協会の中心人物たちだったと言えよう。

ンに当たる表現行為については、そもそもシニフィエと恣意的な関ず、無傷でその存在が保障されねばならない。しかし、シニフィアもに罪がないのと同じように)。そうであるなら、『絶歌』のシニフィエに当たる表現内容そのものは如何なる理由によっても抑圧されてに当たる表現内容そのものは如何なる理由によっても抑圧されず、無傷でその存在が保障されねばならない。しかし、シニフィアンに当たる表現内容そのものは如何なる理由によっても抑圧されて、「表現の自由」は最も尊重される至高の権利であるが、それと同「表現の自由」は最も尊重される至高の権利であるが、それと同

ではあるまいか。 係であるのだから、シニフィエと切り離して考えることが可能なの

どうか、ということだ。私自身を含め、同じ言語規則の運用集団に 批判し得る有効な磁場なのではあるまいか。表現空間を共有する ことなく「表現(の自由)」を尊重した上で、『絶歌』の表現行為を もの」(レファラン)とシニフィエ(意味されるもの)を傷つける 拒み続けることが重要なのではあるまいか。それこそが「表現その 曲しようとする著者の企みに抗し、彼の意図する必然性への同意を シニフィアンの一方的な押し付けや身勝手な存在理由を必然性に歪 生きる者として、シニフィカシオンにおける両面の恣意性に乗じ、 が可能だろう。つまり、被害者およびその遺族に無断で殺人の事実 うテクストのパラテクストであると見なせば、著者の(記号的な) いのだから。 れなければ、シニフィエが価値判断の俎上にのぼることは永遠にな 人々にとって、恣意的なシニフィアンが必然的なものとして承認さ ィアンの一面(パラテクスト)としてあらためて捉え直してみると を克明に記すというパフォーマンスを、テクストを生成するシニフ パフォーマンスもシニフィアンの一部として批判対象に据えること 著者が遺族に無断で出版したことや彼のHPなども『絶歌』とい

## 注

歳の中学生による児童連続殺傷事件。児童二名が死亡し、三名が注① 一九九七(平成九)年に兵庫県神戸市須磨区で発生した当時一四

された日と同日である(実際の発売は六月一○日)。歌』の発行日である六月二八日は、一九九七年に元少年Aが逮捕戦的な意思表示などと合わせて、社会に衝撃を与えた。なお、『絶重軽傷を負った。猟奇的な殺害方法や加害者の警察・社会への挑

接に関係する。 沙汰、lunatic には狂人や狂気という意味があり、月と狂気は密注② 月はラテン語で luna だが、その派生語である lunacy には狂気の

注③『文学界』、一九四二年。

注④ 『文藝春秋』「附録新読物」、一九二八年一月

出版・編集担当者に聞く」(「弁護士ドットコム」二〇一五年六月注⑥ 「神戸連続殺傷事件「元少年A」はなぜ手記を出したのか? 太田けた。『完全自殺マニュアル』もその内容から社会的反響を呼んだ。全自殺マニュアル』(一九九三年七月、太田出版)の編集も手が注⑤ 落合美砂氏は、百万部のミリオンセラーを叩き出した鶴見済著『完注⑤

https://www.bengo4.com/other/1146/1307/n\_3240,

ページで宣言している。 景を理解することに役立つと確信しております」と自社のホーム 景を理解することに役立つと確信しております」と自社のホーム 本書の内容が多くの方に読まれることにより、少年犯罪発生の背注⑦ 発行元の太田出版は、『絶歌』について、「私たちは、出版を継続し、

http://ohtabooks.com/press/2015/06/17104800.htm

注⑧ http://www.sonzainotaerarenaitomeisa.biz,

ビーナの間の三角関係、ソ連のチェコ侵攻の動乱を描いている。注⑨ 一九八四年刊。脳外科医トマシュ、写真家志望のテレサ、画家サ

もしれない。「少年A」と自称している。存在の「透明」度は一四歳のままか現在のところ(一〇月)は、自身のことを「元少年A」ではなくて、注⑩ 『絶歌』の著者は元少年Aとされているが、彼のHPを見る限り、

- が示唆に富む。 ・ 大学工具「固有名と関係している」などと述べている点 ・ 大学ではない。それは「個体」をどうみるかにかかわっている」、「歴 ・ 名ではない。それは「個体」をどうみるかにかかわっている」、「歴 ・ とりわけ、柄谷が「あるものの単独性、われわれがそれを固有名 ・ 大学工具「固有名をめぐって」(一九八九年、講談社)参照。
- 注⑫ 『朝日新聞』デジタル記事、二〇一五年六月二二日。

注 19

- **褻文書販売被告事件」事件番号「昭和二八(あ)一七一三」。** 仕⑬ 一九五七年三月一三日最高裁判所大法廷判決。最高裁判所判例「猥
- 例百選」参照。 注⑩ 一九六九年一〇月一五日最高裁判所大法廷判決。「最高裁判所判
- 八号』参照。 注⑯ 一九八九年九月一九日最高裁判所第三小法廷判決。『刑集四三巻
- てを合わせている。三島の小説における〈仮面〉の告白が、『絶歌』でも、言論の節度の点からも、コモンセンスの点からも、あらゆな、三島由紀夫「仮面の告白」(一九四九年)における主人公移は、三島由紀夫「仮面の告白」(一九四九年)における主人公移は、三島由紀夫「仮面の告白」(一九四九年)における主人公の生い立ちからの軌跡(性的異常、同性愛、解剖、告白…)と平の生い立ちからの軌跡(性的異常、同性愛、解剖、告白…)と平の生い立ちからの軌跡(性的異常、同性愛、解剖、告白…)と平の生いで、言論の節度の点からも、コモンセンスの点からも、あらゆといって、言論の節度の点が、「といって、言語の前における〈仮面〉の告白が、『絶歌』でも、言語の作品としても、言語の作品としている。

- は、〈少年A〉という匿名(=仮面)の告白である。
- と成り立たない。 と成り立たない。 と成り立たない。 『日本国語大辞典』(小学館)は一九七九年一月発行の第六版による。なお、『大辞苑』(岩波書店)は二〇〇八年一月発行の第六版による。なお、『大注⑱ 『日本国語大辞典』(小学館)は一九七九年一月発行の初版に、『広注⑱
- 二五三一号」)。

  二五三一号」)。

  たが、被告側は無罪となった(東京高裁事件番号「昭五四(う)たが、被告側は無罪となった(東京高裁事件番号「昭五四(う)をが、被告側は無罪となった(東京高裁事件番号「昭五四(う)たが、被告側は無罪となった(東京高裁事件番号「昭五四(う)をが、をしている。との作品の脚本とスチル写真を掲載した単行本『愛と四人のでは、までは、東京は、東京は、東京とのでは、また。
- うのだが…。 注図 とは言え、後に三島由紀夫は自衛隊を前に割腹自殺を遂げてしま
- の死刑が執行された。

  の死刑が執行された。

以上